

協議項目第18号

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構の取扱いについて提出する。

平成15年8月28日提出

上島合併協議会長 木下良一

行政連絡機構の取扱いについて
行政連絡機構については、当面現行のとおりとし、新町において統一した連絡調整機能を持った組織となるよう統合又は再編に努めるものとする。ただし、報酬等については、均衡を図るよう合併時に調整するものとする。

平成15年8月28日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	18 行政連絡機構の取扱い	関係項目
調整方針	行政連絡機構については、当面現行のとおりとし、新町において統一した連絡調整機能を持った組織となるよう統合又は再編に努めるものとする。ただし、報酬等については、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。	

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
自治会等組織	<p>【構成】</p> <p>3区16部落</p> <p>〔上弓削地区〕</p> <p>久司浦(6)、沢津(2)、上弓削(8)、緑ヶ丘(9)</p> <p>〔下弓削地区〕</p> <p>引野(3)、明神(2)、岳ノ下(5)、中都(4)、浜都(4)、太田(1)、土生(3)、狩尾(2)、大谷(1部落長兼任)</p> <p>〔佐島地区〕</p> <p>佐島東(3)、粟手(3)、本浦(3)</p> <p>* ( )は部落委員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町を3つの区に分け、各地区に区長1名置く。</li> <li>・区をそれぞれ数箇所の部落に分け、部落長、部落委員、会計等を置く(各部落の総会で決定する)。</li> </ul>	<p>【構成】</p> <p>28広報区</p> <p>稲浦1、稲浦2、奥里、脇、前新開1、前新開2、巖島、浦の浜、久保の谷、中の谷、中側、中後、岡庄、尾又、南寮、深浦1、深浦2、丸山1、丸山2、南立石、北立石、公営住宅、恵生1、恵生2、西浦1、西浦2、西浦3、西浦4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報委員の定数は、広報区の数(28)とし、広報区民の推薦により広報区から1名選出する。</li> </ul>	<p>【構成】</p> <p>15区</p> <p>海原、東1、東2、西、高原、大谷、新地、谷、浜、浜2、西部、赤石、小漣、長江、船越</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区長、副区長、体育委員、文化委員、交通安全委員、環境委員を置く。その他、消防団、婦人会、老友会の代表連絡員を設置。</li> </ul>	<p>【構成】</p> <p>9区</p> <p>因幡、春日、東、新川、西、えびす、井の浦、大木、高井神</p>	<p>存続</p> <p>当面現行どおりとし、組織の統合・再編については新町において調整に努める。</p>
職務	<p>【区長・部落長職務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政各種事業への協力</li> <li>・行政からの配布物の配布協力</li> <li>・地区要望の取りまとめ</li> </ul> <p>【部落委員職務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政からの配布物の配布協力</li> </ul>	<p>【委員職務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役場が発行する広報その他の文書を受持区域内の各世帯へ配布。</li> <li>・受持区域内の住民と役場との連絡、調整をし、行政が円滑に行われるよう協力。</li> <li>・村が行う各種の行事に協力。</li> <li>・地区要望の取りまとめ</li> </ul>	<p>【区長会長・区長職務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政各種事業への協力</li> <li>・区長会議への出席</li> <li>・行政からの配布物の配布協力</li> <li>・地区要望の取りまとめ</li> </ul> <p>【区長会任務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全、防犯、その他生活安全確保の推進</li> <li>・社会福祉の増進、健康の管理</li> <li>・生活環境の整備、公共施設の維持管理</li> <li>・郷土芸能、慣習の保存及びコミュニティ行事の推進</li> <li>・文化、体育及びレクリエーション活動</li> <li>・行政に対する地域住民の意思の反映</li> <li>・村行事の連絡及び広報活動</li> </ul>	<p>【会長職務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政各種事業への協力</li> <li>・行政からの配布物の配布協力</li> <li>・地区要望の取りまとめ</li> </ul>	<p>存続</p> <p>当面現行どおりとし、合併後、組織の統合・再編と併せて調整に努める。</p>
任期	<p>【区長等の任期】</p> <p>1年及び2年</p> <p>(各地区・組の制度による)</p>	<p>【委員の任期】</p> <p>1年(ただし、再任を妨げない。)</p>	<p>【区長会長の任期】</p> <p>2年(ただし、再任を妨げない。)</p> <p>【区長の任期】</p> <p>1年及び2年(各区の制度による)</p>	<p>【会長の任期】</p> <p>各自治会からの申し出による。</p>	<p>存続</p> <p>当面現行どおりとし、合併後、組織の統合・再編と併せて調整に努める。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	18 行政連絡機構の取扱い	関係項目
調整方針	行政連絡機構については、当面現行のとおりとし、新町において統一した連絡調整機能を持った組織となるよう統合又は再編に努めるものとする。 ただし、報酬等については、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。	

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
報酬等	<p>【報償】</p> <p>区長 40,000円/年 部落長 33,000円/年 部落委員 28,000円/年</p> <p>【補助金】</p> <p>予算額800,000円を、各区の世帯数で均等割して交付。</p>	<p>【報酬】</p> <p>基本割 1広報区につき7,500円/年 世帯割 1世帯150円/年×世帯数</p>	<p>【報酬】</p> <p>区長会長 150,000円/年 区長 110,000円/年</p> <p>【自治区助成】</p> <p>均等割 50,000円/年 " (100世帯以上) 70,000円/年 人口割 600円/年</p>	<p>【委託料】</p> <p>自治会長 25,200円/年</p>	<p>合併時に再編報酬額等は、均衡が図れるよう合併までに調整する。</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	18 行政連絡機構の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

留 意 事 項	先 進 事 例
<p>市町村の行政連絡機構（いわゆる自治会、町内会、行政区など）は、地域コミュニティの歴史に根差しており、地域住民の生活に果たす役割は非常に重要なものがあります。</p> <p>合併関係市町村における行政連絡機構の状況を把握し、合併市町村において不均衡が生じないように十分な調整を図ります。</p> <p>《愛媛県総務部市町村課「市町村合併ハンドブック」より》</p>	<p>東宇和・三瓶町合併協議会 &lt;西予市；H16.3.31までに合併予定&gt; 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>行政連絡員（町区長会）制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併時に調整する。</li> <li>行政連絡員（町区長会）制度の名称、報酬、補助金等については合併時に調整する。</li> <li>行政連絡員（納税（貯蓄）組合）制度は、合併時に廃止する方向で調整する。</li> <li>納税（貯蓄）組合への納税奨励金は合併時までに廃止する。</li> <li>納付書の配布、その他必要な事項は合併後に調整する。</li> </ol> <p>宇摩合併協議会 &lt;四国中央市；H16.4.1合併予定&gt; 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕</p> <p>新市の行政連絡機構については、自治会組織等を基礎とした広報委員制度とする。</p> <p>かみうけな合併協議会 &lt;久万高原町；H16.8.1合併予定&gt; 〔愛媛県 上浮穴郡 久万町、面河村、美川村、柳谷村〕</p> <p>行政連絡機構（町内区長会）については、4町村の現況を基本に、新町において新たな制度を設けることとする。</p> <p>西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 &lt;H16.11.1合併予定&gt; 〔愛媛県 西条市、東予市、周桑郡 丹原町、小松町〕</p> <p>自治会（区）の行政連絡機構のあり方及び自治会長（区長等）報償費については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会（区）の意向をふまえ随時調整する。</p> <p>広報配布システム等に関することについては、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>市から配布者までの送達方法については、関係自治組織・団体と協議し、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、配布者から住民への配布方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li> <li>配布報償費等については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</li> <li>放送責任者制度については、制度の見直しの方向で、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。</li> </ol>